### 令和5年度 東京都地域職業訓練実施計画

 令和 5 年 4 月 1 日

 東
 京
 都

 東京 労 働 局
 協 局

 独立行政法人高齢・障害・求職者
 雇用支援機構東京支部

# 1 総説

### (1) 計画のねらい

この計画は、国及び東京都が実施する職業訓練(以下「公的職業訓練」という。)について、職業能力開発促進法(昭和 44 年法律第 64 号)第 16 条第 1 項の規定に基づき設置する公共職業能力開発施設において実施する職業訓練(同法第 15 条の 7 第 3 項の規定に基づき実施する職業訓練を含む。以下「公共職業訓練」という。)及び職業訓練の実施等による特定求職者の就職の支援に関する法律(平成 23 年法律第 47 号)(以下「求職者支援法」という。)第 4 条第 1 項第 2 号に規定する「就職に必要な技能及びこれに関する知識を十分に有していない者の職業能力の開発及び向上を図るために効果的なもの」である職業訓練(以下「求職者支援訓練」という。)を実施するに当たり、国で策定する全国規模の総合的な職業訓練実施計画も踏まえ、重要な事項を定めたものである。

# (2) 計画期間

令和5年4月1日から令和6年3月31日までとする。

#### (3) 計画の改定

本計画は、公的職業訓練の実施状況等を踏まえ、必要な場合には、改定を行うものとする。

### 2 人材ニーズ、労働市場の動向と課題等

#### (1) 地域の人材ニーズ

東京都地域職業能力開発促進協議会において、中小・零細企業で全体的に人手不足が課題であり、特に建設、介護、ものづくり等の分野での人材確保が困難な状況にあることが確認された。また、DX(デジタルトランスフォーメーション)の加速に対応するための人材も不足しているなか、企業内育成が困難な企業も多く、デジタル推進人材の確保・育成も喫緊の課題となっている。

### (2) 労働市場の動向

東京都の令和4年12月の一般職業紹介状況は、有効求人倍率1.68倍、新規求人倍率3.14倍であった。令和4年(暦年)分の有効求人倍率は1.49倍で前年比0.30P上昇し、新規求人倍率は3.00倍で前年比0.61P上昇した。また、令和4年12月の全国の完全失業率(総務省統計局)は2.5%であり、令和4年(暦年)分平均では2.6%と、前年比0.2Pの低下となった。新型コロナウイルス感染症の影響により悪化した雇用失業情勢は回復基調にあるものの、職種により求人倍率に偏りがあり、特に人手不足分野では求人・求職のミスマッチが顕著である。

#### (3) 職業訓練の実施状況

令和4年度(12月時点)及び3年度の職業訓練実施状況は以下のとおりである。

ア 令和4年度における公的職業訓練の入校者(受講者)数

(令和4年12月末現在)

(7)	公共職業訓練	(離職者訓練)	9,511人
(1)	公共職業訓練	(在職者訓練)	8, 798 人
(ウ)	公共職業訓練	(学卒者訓練)	622 人
(I)	障害者に対する	る公共職業訓練	609 人
(1)	求職者支援訓絲	東	4, 321 人

イ 令和3年度における公的職業訓練の就職率(注)

(7)	公共職業訓練(離職者訓絲	東)	57.9%
(1)	公共職業訓練(学卒者訓絲	東)	92.3%
(ウ)	障害者に対する公共職業詞	川練	46.8%
(I)	求職者支援訓練 基礎コー	ース	50.2%
	実践コー	-ス	58.6%

(注) 令和3年4月から令和4年3月の間に終了した公的職業訓練における訓練修了者等の 訓練修了後3か月の就職率である。

#### (4) 課題等

人手不足分野、デジタル分野については、公的職業訓練による人材の確保・育成が喫緊の課題となっている。

人手不足分野については訓練修了後の就職率は高いものの、求職ニーズが低くなっており、 受講者の確保に取り組む必要がある。一方、デジタル分野(特に WEB デザイン)については、 求職ニーズは高いものの就職率が低くなっており、職業訓練効果の向上や就職支援の強化が課 題となっている。

また、DXの加速でデジタル推進人材のニーズはさらに増し、急速な技術の進展を踏まえた 人材の育成が求められていることから、人材ニーズに即した職業訓練の実施、受講者の確保に 取り組む必要がある。

また、非正規雇用労働者、女性、高齢者、障害者など様々な特性や事情を抱えた求職者の中には、職業能力が十分に構築されておらず、就職が困難な者もいる。就職困難者の支援の一つとして、職業訓練を通した技能や知識の習得は効果的であり、事情等に配慮した多様な訓練に取り組む必要がある。

東京都、独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構東京支部においては、地域人材ニーズや求職ニーズに沿った職業訓練課目の設定と受講定員数の確保、東京労働局(ハローワーク)においては求職者(潜在的求職者を含む)に対する積極的な訓練制度の周知・広報、受講勧奨や受講者・修了者に対する就職支援に取り組む必要がある。

# 3 計画期間中の公的職業訓練の実施方針

令和5年度における離職者等を対象とする職業訓練については、人手不足分野及び IT 分野等成長が見込まれる分野における人材育成に重点を置き、非正規雇用労働者、女性、高齢者、障害者など多様な求職者の特性や事情を踏まえた訓練を実施する。また、在職者を対象とする職業訓練については、社会全体のDXの加速に対応する訓練の拡充、70歳までの就業機会の確保に資する訓練の実施、個々のニーズに応じたオーダーメイド型訓練の実施等産業界に資する人材を引き続き育成する。

なお、職業訓練が計画的かつ効果的に実施できるよう、引き続き、地域の関係者が連携・協力 関係を強化するための連絡・協議の場を設けるとともに、産業界・教育訓練機関団体等の協力も 得ながら、職業能力評価基準や民間教育訓練機関における職業訓練サービスガイドライン等の関連インフラの更なる整備及び普及も進めていくこととする。

- 4 計画期間中の公共職業訓練(東京都)の対象者数等
  - (1) 離職者に対する公共職業訓練
    - ア 雇用のセーフティネットの観点から、早期の就業を促進する離職者訓練について引き続き 訓練規模を確保する。
    - イ 人手不足分野の人材確保のため、介護福祉士などの専門人材や関連サービスに携わる人材 を育成する訓練を実施する。また、地域のものづくり企業のニーズを踏まえた機械、電気、 建築などの訓練を実施する。
    - ウ 社会全体のDXの加速化などの変化に対応するため、IT分野を始め様々なデジタル推進 人材を育成する職業訓練を積極的に計画、実施する。
    - エ 子育て中の女性等が育児と職業訓練を両立できるよう、引き続き、施設内訓練において、 希望する民間の企業主導型保育施設等に子どもを預け入れて、安心して訓練が受講できる環 境を提供するほか、国費における委託訓練においても、託児サービス付きの訓練コースを設 定する。
    - オ 通所による訓練受講が困難などの事情を有する者を想定し、より多くの者に職業訓練の受 講機会を提供するため、国費における委託訓練や都独自の委託訓練である「女性向け委託訓 練」において、オンラインコースを実施する。
    - カ 職業能力開発センターとしごとセンターとの連携による失業者等へのフォローアップ体制を構築し、相互の強みを発揮した一体的な支援を行うなど、訓練実施機関は、ハローワークや就労支援機関等と一層の連携を推進し、受講者数の増加及び就職率の向上を図る。
    - キ 離職者訓練にかかる就職率は、施設内訓練で80%、委託訓練で75%を目指す。

#### <令和5年度訓練規模>

訓練区分・訓練分野		定員	うち前年度からの繰越
施設	。 设内訓練	2, 980 人	人
	介護・医療・福祉分野	480 人	人
	農業分野	160 人	Д
	旅行・観光分野	60 人	Д
	製造分野	760 人	Д
	建設関連分野	420 人	人
	その他分野	1, 100 人	人
都独	は自の委託訓練※	2, 430 人	Д
	IT分野	341 人	Д
	営業・販売・事務分野	1, 417 人	Д
	医療事務分野	228 人	Д
	旅行・観光分野	60 人	人
	デザイン分野	254 人	人
	その他分野	130 人	人

国費	と   『による委託訓練	11,734人	(1,765人)
	IT分野	3, 601 人	(422 人)
	営業・販売・事務分野	2, 657 人	(422 人)
	医療事務分野	746 人	(91 人)
	介護・医療・福祉分野	1,836 人	(511 人)
	旅行•観光分野	278 人	(30 人)
	デザイン分野	2, 172 人	(255 人)
	製造分野	20 人	人
	理容・美容関連分野	95 人	(35 人)
	その他分野	329 人	(63 人)

※委託訓練の令和5年度定員規模における各分野別の数値は、変動する場合もある。

# (2) 在職者に対する公共職業訓練

# ア 在職者訓練

- (ア) 職業能力開発センターにおいて、中小企業の従業員等を対象として、機械、建築・設備、 情報、経理・経営・事務などのスキルアップや資格取得のための短期講習を平日夜間や土日 を中心に、年間約600コース実施する。
- (イ) 職業能力開発センターの訓練設備等を活用し、企業等の要望に応じて講習内容等をコーディネートする「オーダーメイド講習」や、企業の現場に指導者を派遣して研修を実施する「現場訓練支援事業」の利用促進を図る。
- (ウ) より多くの者にスキルアップの機会を提供するために、在職者向け訓練の一部について、 受講の利便性を高めるオンライン訓練を拡充する。
- (エ) 中小企業のDX人材の育成を支援するため、デジタル分野の講習を実施する。
- (オ) 地域、企業のニーズを科目設定に十分反映するため、職業能力開発連絡協議会における 意見・要望や修了者アンケート等を踏まえ、訓練内容の見直しなどを行う。

# <令和5年度訓練規模>

訓練区分	定員
一般向け訓練	19, 322 人
機械関係	1, 156 人
建築・設備関係	2, 132 人
電気・電子関係	3, 384 人
印刷・広告関係	601 人
経理・経営・事務関係	1,839 人
情報関係	4,824 人
介護関係	428 人
アパレル関係	350 人
その他	35 人
オーダーメイド	4, 573 人
障害者向け訓練	50 人

#### イ 生産性向上支援訓練

生産性向上支援訓練は、企業や事業主団体の生産性の向上に必要な知識等の習得を支援する ための従業員向けの短期間(4時間以上30時間以下)の訓練。

専門的な知見やノウハウを有する民間機関等の教育資源を活用(民間委託)して実施。受講対象者は、経営者、事業主から指示を受けたパート、アルバイト社員含む在職者。

令和2年度から生涯現役社会(70歳)の実現に向けた事業の一環として、「ミドルシニアコース」を開始、令和4年度からDXの推進に必要な知識を習得するための「DX対応コース」を実施している。

#### <令和5年度訓練規模>

訓練区分		定員
生産性向上支援訓練		2, 790 人
	うちDX対応コース	480 人
	うちミドルシニアコース	210 人

# (3) 学卒者に対する公共職業訓練

- ア 地域の企業のニーズを踏まえた機械、電気、建築、情報、服飾分野などの訓練を実施し、 東京の産業の基盤を支える人材を育成する。
- イ 専門技能に係る訓練と併せて、品質管理、原価管理、工程管理、安全管理、IoTに係る 訓練を実施することで、将来的に現場の中枢でマネジメントを担う人材を育成する。

# <令和5年度訓練規模>

訓練区分·訓練分野		定員	うち前年度からの繰越	
施設内訓練		1, 295 人	(230 人)	
	IT分野	175 人	人	
	デザイン分野	120 人	人	
	製造分野	775 人	(230 人)	
	建設関連分野	75 人	人	
	その他分野	150 人	人	

#### (4) 障害者に対する公共職業訓練

# ア 施設内訓練

- (7) 東京障害者職業能力開発校(国立・都営)において、身体障害者、知的障害者、精神障害者、発達障害者を対象に、特例子会社を始めとする就職先において障害者の業務としてのニーズの高い一般事務、調理、清掃、品出し、プログラミングなどの訓練を実施する。
- (イ) 職業能力開発センターにおいて、軽度の知的障害者を対象に事務補助、販売、物流、清 掃部門への就職を目指す「実務作業科」を実施する。
- (ウ) 増加傾向にある精神・発達障害者など配慮を要する訓練生が安心して職業訓練を受講できるよう、職業能力開発センターにおいて精神保健福祉士などの訓練運営アドバイザー

を配置する。

(I) 訓練修了者の就職支援については、ハローワークや就労支援機関等と一層の連携を図り就職率向上に努めるとともに、就職後の定着支援も実施する。

#### イ 委託訓練

- (ア) 企業等を委託先として、事務補助など実践的な作業実習を中心とした事業所現場を活用した訓練を行う。
- (イ) 訓練施設までの通所が困難な重度障害者に向けた e ラーニングによる訓練を実施する。
- ウ 障害者訓練にかかる就職率は施設内訓練70%、委託訓練55%を目指す。

#### <令和5年度訓練規模>

訓練区分	定員
施設内訓練	320 人
国費による委託訓練	700 人

### (5) 求職者支援訓練

# ア 対象者数等

非正規雇用労働者や自営廃業者などの雇用保険の基本手当を受けることができない者に対する雇用のセーフティネットとしての機能が果たせるよう 5,847 人程度に訓練機会を提供するため、訓練認定規模 9,745 人を上限とする。

訓練認定に当たっては、就職に必要な基礎的な技能及びこれに関する知識を付与するための職業訓練として基礎コースを全体の10%、基礎的技能等及び実践的な技能並びこれに関する知識を付与するための職業訓練として実践コースを全体の90%と設定する。

また、育児・介護等で外出が制限される者や居住地域に訓練実施機関がないことにより職業訓練の受講が困難な地域(離島等)に居住する者、非正規雇用労働者等の在職中の者など配慮を要する者に対して、訓練の受講を容易にするための e ラーニングコースを設定する。

訓練分野の設定に当たっては、DXの進展が加速する中で、IT人材の質的・量的確保を 図る観点から、デジタル系分野への重点化によりデジタル人材の育成を推進するとともに、 人材確保がより困難となっている介護等の人手不足分野に対応した訓練分野を推進する。

# イ 実施規模と分野

Π-	ース	地域 別	区部 (80%)	左記以外 (20%)	合計
種類	類 • ∶	 分野別	7, 796 人	1, 949 人	9, 745 人
基礎コース		ース	780 人	195 人	975 人
実記	銭コ・	ース	7,016 人	1, 754 人	8, 770 人
	デ	ジタル系	4, 210 人	1, 052 人	5, 262 人
		ΙT	2, 105 人	526 人	2, 631 人
		WEBデザイン	2, 105 人	526 人	2, 631 人
	介記	<b>獲系</b>	702 人	175 人	877 人
	医组	<b>寮事務系</b>	350 人	88 人	438 人
	営	業・販売・事務	1,403 人	351 人	1, 754 人
	そ(	の他	351 人	88 人	439 人

- ※ 各月の各分野の計画数を地域優先枠の割合で案分した結果が 15 人を下回る場合、原 則として 15 人まで切り上げることとする。
- ※ 地域枠の設定は、区部とその他地域の比率を全ての分野において8対2とする。
- ※ e ラーニングコースは各月とも全体の定員数の1割程度を実施し、各月の実施課目、 定員数は東京労働局と独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構東京支部との協議 により決定する。
- ※ デジタル系は、IT分野とデザイン分野のうちWEBデザイン系を合わせたもの。
- ウ 上記イのうち、新規参入枠は次のとおりとする。

	区部	左記以外
基礎コース	30	%
実践コース	30	%

- ※ 新規参入枠は、地域・分野ごとに複数地域又は実践コースの複数分野の共有の枠とすることも可とする。
- ※ 申請単位期間内において新規参入枠以外の設定数(以下「実績枠」という。) に対する認定数が当該実績枠の上限を下回る場合は、当該実績枠の余剰を当該申 請対象期間内の新規参入枠とすることも可とする。
- エ 上記イのうち、就職氷河期世代対策実施分及び短期・短時間特例訓練実施分 就職氷河期世代対策実施分及び短期・短時間特例訓練実施分としては、不安定な就労に就

いている者や無業状態の者など対象者の特性・訓練ニーズに応じた職業訓練を提供するため、訓練認定規模 9,745 人のうち 2,896 人を設定することとする。

区部	左記以外	
2, 317 人	579 人	

※ 就職氷河期世代対策実施分及び短期・短時間特例訓練実施分は、地域・分野ごとに複数地域又は実践コースの複数分野の共有の枠とする。

#### オ 就職率に係る目標

求訓者支援訓練修了者の就職率(雇用保険適用就職率)は、基礎コースで58%、実践コースで63%を目指す。

### カ その他計画に係る留意事項

- (7) 具体的な定員、認定申請受付期間、訓練実施機関が一回の認定申請期間(東京では1か月)に申請できる数については、東京労働局のホームページ及び独立行政法人高齢・ 障害・求職者雇用支援機構東京支部のホームページで周知する。
- (イ) 東京においては、1か月ごとに求職者支援訓練を認定することとする。 なお、認定に当たっては、都内ハローワークの新規求職者の動向も勘案の上、東京都が 実施する公共職業訓練(施設内・委託訓練)の月別計画状況も踏まえて認定することと する。
- (ウ) 第3四半期以降においては、定員に満たなかった場合の繰り越し分及び中止となった コースの繰り越し分については、実践コース内における各分野間の振替えや、基礎・実 践コース間の振替えができるものとする。

# 5 その他、職業能力の開発及び向上の促進のための取組等

#### (1) 関係機関との連携

公共職業訓練(離職者訓練)と求職者支援訓練をとおして、訓練規模・分野・時期を設定し、職業訓練の受け皿や受講者を適切に確保するとともに、職業訓練を効果的に実施し、訓練修了者の就職を実現していく上で、国や都道府県の関係行政機関はもとより、地域の訓練実施機関の団体や労使団体等の幅広い理解及び協力が不可欠である。

このため、令和5年度においても、東京都地域職業能力開発促進協議会を開催して、関係者の連携・協力の下に、地域の人材ニーズを踏まえた計画的で実効ある職業訓練の推進に資することとする。

### (2) 公的職業訓練効果の把握・検証

東京都地域職業能力開発促進協議会において、公的職業訓練効果検証ワーキンググループを設置し、適切かつ効果的な職業訓練を実施していくため、個別の訓練コースについて、訓練修了者や採用企業からのヒアリングも含め、訓練効果を把握・検証し、訓練カリキュラム等の改善を図る。

(3) 公的職業訓練の受講者の能力及び適性に応じた公的職業訓練の実施

ジョブ・カードを活用したキャリアコンサルティングなど、労働者のキャリア形成に資する 情報提供及び相談援助を行い、公的職業訓練の受講者の能力及び適性に応じた公的職業訓練を 実施するものとする。

(4) 公的職業訓練の周知・広報、受講勧奨

訓練実施機関と連携した訓練セミナーや訓練コース説明会の実施による周知のほか、ホームページやSNS等も積極的に活用し、職業訓練を必要としていながら制度を認知していない者等に対しても周知・広報を行う。なお、周知にあたっては、職業訓練受講中の給付金制度等についてもあわせて行う。

また、ハローワークにおいて、全ての求職者に対して公的職業訓練制度を説明するとともに、 安定就職のために職業訓練の受講が必要と認められる者に対して積極的に受講勧奨を行う。そ の際、現在の求人状況や訓練受講中に取得できる技能・資格、訓練修了後の就職率なども説明 し、求職者に最も効果的な職業訓練を勧奨する。

#### (5) 訓練受講生・修了生に対する就職支援

ハローワークにおいて、職業訓練受講中の者に対し求人情報や就職支援セミナー、就職面接会情報などを情報提供するとともに、指定来所日等を活用した定期的な職業相談を実施する。また、訓練修了後未就職の者に対しては、3か月間継続した就職支援を実施し、早期就職を目指す。なお、希望により個別担当者制による伴走型支援も実施する。

その他、訓練実施機関と連携した職業講話や、訓練受講生・修了生を対象としたミニ面接会など、各ハローワークの実情に応じ積極的に実施する。

#### (6) 地域リスキリング推進事業

地域に必要な人材確保(中小企業、農林水産、介護等)のため、デジタル・グリーン等成長分野に関するリスキリングの推進に資する事業を実施することができる。

(対象事業例)

- ① 経営者等の意識改革・理解促進
- ② リスキリングの推進サポート
- ③ 従業員(在職者)の理解促進・リスキリング支援 なお、実施に当たっては、東京都地域職業能力開発促進協議会に報告すること。